

質問第一八号

いわゆる「事業仕分けチーム」の位置づけに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月九日

世耕弘成

参議院議長 江田五月 殿

いわゆる「事業仕分けチーム」の位置づけに関する質問主意書

いわゆる「事業仕分けチーム」が行政刷新会議の下に設置され、各府省の提出した平成二十二年度予算概算要求の査定を行うとされている。この「事業仕分けチーム」は予算編成作業上重要な役割を果たすと思われるにもかかわらず、法律上、組織上の位置づけが不明確である。人選にあたっての混乱も伝えられ、「事業仕分けチーム」の作業の遅れが、予算編成の遅れに繋がり、深刻な経済危機下にある国民生活にも影響を与えかねない状況にあると言わざるを得ない。

このような状況を踏まえ、以下質問する。

- 一 いわゆる「事業仕分けチーム」の政府組織上の位置づけについて、政府の見解を明らかにされたい。
- 二 いわゆる「事業仕分けチーム」を設置する法的根拠について、政府の見解を明らかにされたい。
- 三 いわゆる「事業仕分けチーム」のメンバーは政府の組織に所属しているのか。政府の見解を明らかにされたい。

四 予算編成という極めて重要な内閣の所管業務に関して国会議員が直接参画することについて、「国会法」の兼職禁止規定、および「国家公務員法」の守秘義務との関係はどう整理されているのか。政府の見

解を明らかにされたい。

五 いわゆる「事業仕分けチーム」メンバーの任命権者は誰か。事実関係を明らかにされたい。

六 いわゆる「事業仕分けチーム」の会議、会合等に政府の施設を使用したことがあるのか、事実関係を明らかにされたい。

七 いわゆる「事業仕分けチーム」を事務的にサポートする、あるいは指揮下に入る国家公務員の数を明らかにされたい。

八 いわゆる「事業仕分けチーム」に関わる旅費、会議費等はどこから支出されるのか。

右質問する。